

# 『よくわかる年金制度のあらまし 令和6年度版』追補

(令和6年8月1日現在)

雇用保険の賃金日額等は、毎年8月から変更になります。本書記載の賃金日額等について、令和6年8月から令和7年7月までの金額は以下のとおりになりました。

また、記載事項に一部誤りがありましたので、お詫びして訂正致します。

その他、本書発行後、新たに判明した事項について掲載します。

P4

## ■年金額改定のしくみ

本文下から2行目に誤りがありました。お詫びして訂正致します。

**誤** 「～新規裁定者・既裁定者ともに物価変動率で年金額が～」

**正** 「～新規裁定者・既裁定者ともに賃金変動率で年金額が～」

P22

## ■年金生活者支援給付金法

老齢年金生活者支援給付金、補足的老齢年金生活者支援給付金の所得基準額が改定されます。令和6年10月～令和7年9月の所得基準額は以下の通りです。

### ●老齢年金生活者支援給付金の所得基準額

- ・昭和31年4月1日以前生まれ  
787,700円(778,900円)
- ・昭和31年4月2日以後生まれ  
789,300円(778,900円)

### ●補足的老齢年金生活者支援給付金の所得基準額

- ・昭和31年4月1日以前生まれ  
887,700円(878,900円)
- ・昭和31年4月2日以後生まれ  
889,300円(878,900円)

※( )内は令和6年9月以前の所得基準額。

P48～49

## ●雇用保険の賃金日額等の変更について

雇用保険の賃金日額等は、毎月勤労統計調査に基づき変更されます。令和6年8月1日から令和7年7月31日は、右表の金額となります。

項目	金額
賃金日額の下限額	2,869円 (2,746円)
基本手当日額の最低額	2,295円 (2,196円)
高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額	376,750円 (370,452円)
60歳到達時の賃金月額の上限額	494,700円 (486,300円)

※( )内は令和5年8月1日から令和6年7月31日の金額。